

せてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の承諾を得たときは、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。この場合において、乙は、当該第三者の名称及び委託し、又は請け負わせる業務の内容をあらかじめ書面により甲に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該第三者に、甲に対し、甲の定める様式による誓約書を提出させなければならない。

4 乙は、第2項の規定により第三者に委託、又は請け負わせたときは、当該第三者を監督するとともに、当該第三者の行った作業の結果については、甲の指定に基づくものである場合を除き、一切の責任を負わなければならない。

(情報管理担当者の指定)

第6条 乙は、委託業務を適正に処理するため、情報管理担当者を定め、甲にその氏名を通知するものとする。

2 乙は、情報管理担当者を変更したときは、速やかに甲に通知しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、委託業務の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、甲の保有するデータを、磁気テープ等に記録して、甲の事業所から持ち出してはならない。ただし、個人情報以外のデータについてのみ、事前に甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(業務遂行の方法等)

第8条 甲は、乙が委託業務を履行する上で必要と認められる、備品、機器類等を貸与するものとする。

2 乙は、貸与された資料、備品、機器類等を、委託業務の目的外に使用してはならない。

3 乙の使用人は、甲の事業所内で業務を遂行する場合は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

(1) 就業規則は、甲の定めるものを適用すること。

(2) 乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の職員から要請があったときは、これを提示すること。

(3) 乙の社名入りネームプレートを着用すること。

(4) システム運用環境を変更するにあたっては、事前に甲の承認を得ること。

(進捗報告義務)

第9条 乙は、契約期間が1月を超える場合は、委託業務の実施状況について少なくとも月1回、甲に報告書を提出しなければならない。

(履行遅滞等)

第10条 乙は、履行期限までに成果物を提出することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合、甲が、履行期限経過後に成果物を提出する見込みがあると認めたときは、甲、乙協議して延長期間を定めるものとする。

2 乙は、前項の場合において、その理由が乙の責めに帰すべきものであるときは、委託料に対して延長日数に応じ年2.5%の割合を乗じて得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、成果物の引渡しを受けた後1年以内の間において、成果物に契約不適合(別添仕様書に記載する仕様に適合しない状態があることをいう。以下同じ。)があることを発見したときは、乙に対し、契約不適合の修補、委託料の減額若しくは損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることができる。

2 前項の契約の解除は、その不履行が軽微なものである場合であってもすることができる。

(著作権等)

第12条 本件プログラムに関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から同法第28条に定める全ての権利を含む。)その他の権利は、委託料が完済されたとき、乙から甲に移転する。ただし、乙があらかじめ著作権を有する既成のパッケージシステムその他のプログラムを改変したものをもって成果物とする場合についてはこの限りでない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までに成果物を提出することができない場合において、履行期限経過後に成果物を提出する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約の締結後、甲の催促にもかかわらず相当期間内に当該業務に着手しないとき。
- (3) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、この契約に違反し、契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 資力の低下等によりこの契約を履行できない(その不履行が軽微なものである場合を含む。)おそれがあると認められるとき。
- (6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。
- (7) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託に係る契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号にお

いて同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

第13条の2 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条第1項若しくは第2項(同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第7条の2第1項(同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2若しくは第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

(2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
(契約が解除された場合等の違約金)

第13条の3 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第13条第1号から第7号までの規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第7

5号)の規定により選任された破産管財人

(損害賠償責任)

第14条 乙は、委託業務の実施に関して甲に損害を与えたとき、又はこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。この場合においても、乙は、第10条第2項の規定による違約金(第13条第1号に該当する場合におけるものに限る。)及び前条第1項の規定による違約金の支払を免れない。

2 乙は、委託業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、甲は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

第14条の2 乙は、この契約に関し、第13条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義の決定等)

第16条 この契約に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、甲の定めるところによるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

大津市御陵町3番1号

委託者 甲 大津市
大津市長 佐藤 健司

受託者 乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備及び報告)

第2 乙は、この契約による事務における個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。次項において同じ。）に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあつては、乙は、受託者に対し、

当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、定期に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第16 乙は、この個人情報取扱特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。